

軍用を重んじ、美食を好まず、學問を勤むといへども、詩文章を禁ず、朝はとくよりおき、弓馬槍太刀に身をこらし、體をきたへ、寒暑に肌をさらすを以て業とし給ふなり、假初にも柔弱なる事を嫌ひ、潔白を表とす、御子息がた御元服までは、革柄大小、鞞は銅の胴かねを入れて、そこねぬやうにしてさ、せ給ふ、或時近習の者、鼠色の足袋をはきて、彈正殿前に出でたり、彈正殿御覽ありて、其足袋を御所望ありしに、彼者憚り多しとて辭退す、苦しからずとて、無理に乞ひ給ひ、扱其後屋鋪にて召し給ふ所の足袋は、鼠色になりしとぞ、是何が故なれば、御儉約の思召より出でたり、是まではき給ふ白足袋は、よこれめ見えて、五日ともめし給ふ事能はず、此所を考辨し給ひて、近習の者の足袋を所望ありて、鼠色足袋にし給ひしかば、是より近習の者はいふに及ばず、家中一統鼠色になりて、總體にて大ひなる儉約となれりとぞ、儉約の申付なくして、自然と一遍に、儉約をなす事尋常ならずとぞ、

〔吉備烈公遺事〕

公池田光政

常ニ小倉織ノ袴ヲ召サセ給ヒ、コレヲヌガセ給フ時モ、タム事モナク、

柱ノ竹釘ニ、コヨリ引張タルニ、侍臣ニ命ジテ掛サセ給フ、紫ノ被ノ數年ニナリケルヲ、山川十郎左衛門カヘント申セシニ、予吝ニ非ズ、猶カヘズトモ有ナント仰有リテ、又年經テ、垢付ケレバ、山川重テ何トモ申サデ換タリケル、衣服器物類、大形此類也ケルトカヤ、亦恒ニ用サセ給フ、印籠、黒塗ニテ象牙ノクハラノ帶ハセ、印籠ノ中ニ、銀ノ小ヒヲ入サセ給フ、今モ猶閑谷ノ庫ニ、殘レルヲ見シ人ノ語リキ、○中略蚊帳ノ釣手ハ、クハンゼヨリニ、筆ノ軸ヲ斷テ、結ツケサセ給ヘリ、東照宮ノ闕宮ヲ造營セラル、ニ至テハ、萬金ヲ惜セ給ハズ、亦國中隄防ノ經營殊ニ力ヲ盡シ給ヘリ、是熊澤大夫ガ教ヲ受サセ給ヒテノ事ナリ、

〔明良洪範〕

十五

光義卿

○尾張藩主

儉約ヲ專トシ、

一汁二菜ノ外ハ召上ラズ、

千代姫君或時仰セニ、

御年

寄ラセラレテハ、御養生猶以テ肝要ニ候、イカニ儉約ヲ遊バレ候トテ、餘リノ事ニ存ジ候、我等膳